



大使館職員の身分証明書 2014.9.9

<JAPANESE 日本語>

### 大使館職員の身分証明書について

現在、大使館に勤務されているお客様のお取引に際しては、身分証明書として在留カード以外に、所属する大使館が発行する身分証明書で受付けて来ました。

しかしながら、大使館職員を名乗り偽造の身分証明書を提示して送金を依頼する事例が出て来ております。つきましては不正送金防止のため2014年10月13日以降、お取引に際しては下記の何れかをお持ちください。

- ① 「公用」の記載のあるパスポート及び住所の記載がある写真付き証明書で有効期限内のもの（大使館発行の身分証明書、運転免許証など）
- ② 在留カード

なお、外務省発行の外交官身分証明票を持参の外交官の場合は従来どおりです。